

平成16年(行ウ)第69号 公金支出差止等請求事件

原 告 河邊 伊知郎 外3名

被 告 千葉県知事 外2名

準 備 書 面 (2)-2

平成17年5月23日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

被告千葉県知事外2名訴訟代理人

弁護士 伴

義 聖



同復代理人

弁護士 堀 内 徹 也



被告千葉県知事外2名指定代理人

岩崎

進

澁谷

勇

被告千葉県知事指定代理人

鶴岡

誠

渡邊

利

山崎

一

田中

耕

高橋

豊

鈴鹿

雄

春

雄

被告千葉県水道局長指定代理人

永井 克典
岩渕 敏弘
永野 龍志

被告千葉県企業庁長指定代理人

小山 晓
小沢 直樹
小泉 英司
山國 貴千

答弁書の「第2 請求の原因に対する答弁」について、以下のとおり補充する。

第2 請求の原因に対する答弁

1 1の(1)及び(2)について

いずれも認める。

2 2の(1)について

以下の留保を付して認める。

「利根川治水計画（利根川改修設計計画）」とあるは「利根川改修改訂計画」が、「鳥川」とあるは「烏川」が、「5月」とあるは「4月」が正しい。

また、「1947年9月14日のカスリン台風により、利根川が氾濫」とあるのは「カスリン台風の接近により関東地方では昭和22年（1947年）9月13日から15日にかけて雨が降り、16日未明、利根川本川右岸埼玉県東村（現：大利根町）新川通地先で堤防が破堤し、氾濫は埼玉県下のみならず、東京都葛飾区・江戸川区まで達した」とするの

が、「上流ダム群によって $3,000\text{ m}^3/\text{秒}$ の水量を調節することにより鳥川（鳥川が正しい。）と利根川本川の合流点から栗橋までの間の計画高水流量を $14,000\text{ m}^3/\text{秒}$ とする方針が打ち出された」とあるのは「利根川の本川又は利根川に合流する支川に堰堤を造築する等により洪水調節をし、鳥川合流後における最大流量を毎秒 $3,000$ 立方メートルだけ減少させ、鳥川合流点より渡良瀬川合流点を経て江戸川分派点までの最大流量を毎秒 $14,000$ 立方メートルとすることとされた」とするのが正確である。なお、計画高水流量とは、基本高水のピーク流量（被告らの準備書面（1）の2（1）ア<4頁>参照）からダム等の洪水調節施設での洪水調節量を差し引いた流量をいう。

なお、「昭和27年（1952年）4月（5月ではない。）に建設省（現国土交通省）はダムの候補地の一つとして、利根川の支流吾妻川川原湯付近を選定し、予備調査を開始した。」とあるが、川原湯は吾妻郡長野原町にある地名であり、予備調査が行われたのは現在の吾妻郡吾妻町付近である。

3 2の（2）について

以下の留保を付して認める。

「草津温泉、万座温泉、白根火山、硫黄鉱山採掘跡地から流出する水」とあるのは「主に草津白根山の火山活動に起因する強酸性の温泉水及び硫黄抗廃水や鉱滓堆積場からの廃水」とするのが、「ダムの堤体等を損傷することが判明したため、計画は一時中断した」とあるのは「吾妻川の強酸性水はコンクリートを浸蝕するため、ダム建設には問題があると判断され、水質改善の見通しが得られるまで予備調査は一時中断した」とするのが、「上流に水の強酸性を中和する工場が建設され、これが64年稼働するに至って」とあるのは「昭和38年（1963年）11月、吾妻川に合流する白砂川の支川湯川に草津中和工場が完成し、さらに、昭

和40年（1965年）12月、酸性河川に投入された石灰乳液により生じる中和生成物を生成・沈殿するための品木ダムが完成したことに伴い、「中和事業が本格稼働するに至って」とするのが正確である。

4 2の（3）について

おおむね認める。

なお、反対期成同盟は昭和40年（65年）11月に結成されているようである。

5 2の（4）について

認める。

ただし、「92年から99年にかけて用地補償の基礎となる調査が行なわれ」は、「平成4年（92年）9月に長野原町内で用地補償調査を開始し、平成11年（99年）6月には八ッ場ダム水没関係五地区連合補償交渉委員会が設置され」が正しい。

6 2の（5）について

昭和61年に告示された「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」（昭和61年建設省告示第1284号。乙11号証）において、建設に要する費用の概算額が約2110億円、完成予定時期が昭和75年度とされていたこと、その後、平成16年9月28日に告示された第2回計画変更（国土交通省告示第1164号。乙13号証）において、建設に要する費用の概算額が約4600億円に変更され（完成予定時期が平成22年度に変更されたのは、平成13年9月27日告示の第1回計画変更のときである。）たことは認め、その余は否認ないし争う。

昭和61年の当初計画の完成予定時期が変更されたのは、平成15年（2003年）11月に発表された変更案ではなく、平成13年9月27日に告示さ

れた第1回計画変更（平成13年国土交通省告示第1475号。乙12号証）においてであり、この計画変更における完成予定時期は平成22年度とされた。

また、上記の平成16年の第2回計画変更において、本県については、ダム建設に要する費用の負担割合に変更がないため負担額は事業費に比例して増額されることとなるが、他県等においては、事業の目的に「吾妻川における流水の正常な機能の維持」が追加されたことやダム使用権の設定予定者の参画量が変更されて利水者の負担率が見直されたことから、それらの負担額は事業費に比例して増額されてはいない。

さらに、上記の第2回計画変更に当たって、国土交通大臣から意見を求められた千葉県知事は、本県にとって八ッ場ダムが治水上及び利水上必要な施設であること、首都圏における治水及び利水の必要性から国家的な政策として進められている事業であること、また、国土交通省関東地方整備局評価監視委員会の審議結果（継続）や他都県の同意状況等をも総合的に検討した上、特定多目的ダム法4条4項の規定に基づき、県議会の議決を受けて、国土交通大臣に対し異議ない旨の回答（乙22号証の1ないし3）をしているものである（被告らの準備書面（1）の2の（3）エ<8頁>参照）。

7 2の（6）について

争う。

八ッ場ダムは、本県にとって治水上、利水上必要な施設であり、八ッ場ダムの建設について、河川法、特定多目的ダム法及び水源地域対策特別措置法等に基づき、予め定められた手続により直轄工事負担金及び利水者負担金等を支出することは、何ら地方財政法に違反するものではない。

8 3の（1）について

（1）アについて

認める。

ただし、「131m」は「131.0m」が、「総貯水容量」は「総貯留量」が、「有効貯水容量」は「有効貯留量」が、「集水面積」は「流域面積」が正確である。

(2) イについて

(前段)

認める。

ただし、「建設事業費」は「建設に要する費用の概算額」が、「約1520億円」は「約1517億円」が正しい。

(後段)

水源地域対策特別措置法に基づく事業に要する費用の概算額として約997億円が見込まれることは認めるが、その余は否認する。

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に係る事業に要する費用の総額については関係都県において協議中である。したがって、千葉県ほか関係地方公共団体が負担する額や起債の額については確定していない。

(3) ウについて

認める。

ただし、「開発される水利権は22.209m³/秒」とあるのは「水利権水量は最大で毎秒22.209立方メートル」が、「水道用水として通年0.99m³/秒」とあるのは「水道用水として通年最大毎秒0.99立方メートル」が、「冬期0.47m³/秒」とあるのは、「冬期最大0.47立方メートル」が、「工業用水として0.47m³/秒」とあるのは「工業用水として最大毎秒0.47立方メートル」が正しい。

(4) エについて

認める。

ただし、「洪水調節量」は「洪水調節容量」が、「総貯水量」は「総貯留量」が、「有効貯水量」は「有効貯留量」が正確であり、また、「洪水期（6月～9

月) の水道用水等貯留量」とあるのは「洪水期利水容量(洪水期 7月 1日から 10月 5日)」とするのが正しい。

(5) 才について

おおむね認める。

ただし、昭和 55 年 12 月に改定された利根川水系工事実施基本計画(乙 3 号証)は、昭和 24 年に決定された利根川改修改訂計画をもとに昭和 40 年に策定された利根川水系工事実施基本計画(乙 2 号証)を改定したものであり、従前の計画は、昭和 24 年のものではなく、昭和 40 年に策定の利根川水系工事実施基本計画である。

なお、「基本高水流量」は「基本高水のピーク流量」が正しく、また、「ダムによって調整すべき量」は「上流のダム群で調節する量」が正確である。

(6) 力について

認める。

9 3 の (2) について

(1) アについて

認める。

(2) イについて

以下の範囲で認める。

千葉県が負担する治水負担金の額は確定していないが、平成 16 年度までに千葉県が支出した額と平成 17 年度以降支出が見込まれる額とを合計した額は約 174 億円であり、当該負担金は千葉県知事の所管する一般会計から国の治水特別会計へ支出される。上記負担予定の治水負担金約 174 億円のうち、平成 16 年 9 月 10 日までに支出した額は 72 億 347 万 2172 円、平成 15 年 9 月 11 日から平成 16(2004) 年 9 月 10 日までの 1 年間に一般会計から支出した額は 10 億 2274 万 7800 円である。

10 3の(3)について

「利水・治水関係負担金」は、「利水関係負担金」が正しい。

(1) アについて

認める。

(2) イについて

認める。

ただし、「対象ダム」は「指定ダム」が正しい。

(3) ウについて

認める。

11 3の(4)について

「利水・治水関係負担金」は、利水関係負担金」が正しい。

(1) アについて

認める。

ただし、「基本基金10億円」は「基本基金10億6万4000円」が、「1都5県」は「1都5県及び国」が正しい。

(2) イについて

認める。

(3) ウについて

否認する。

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に係る事業に要する費用の総額については関係都県において協議中であり、千葉県ほか関係地方公共団体が負担する額については確定していない。

12 3の(5)について

争う。

なお、ダム使用権の設定予定者たる地位が「財産」に該当しないことは、既

に答弁書で主張したとおりである。

また、千葉県知事は、一般会計から工業用水道事業特別会計への繰出しありはず、水道事業特別会計への繰出しありも、平成15年度及び平成16年度はしていない。

13 4の(1)(アないしエ)について

エの本件の各負担金の支出につき地方財政法4条の規制を受けるとの主張を争い、その余は認める。

なお、イで引用する地方自治法第138条の1は138条の2が、同条の引用部分のうち「その他の規定」は「その他の規程」が正しい。

14 4の(2)について

(1) アについて

認める。

(2) イについて

争う。

なお、本件のダム使用権設定の申請は、ダム使用権設定という処分を受ける権限を有する地方公共団体（千葉県）の長である千葉県知事が、千葉県を代表して行っている。

(3) ウについて

争う。

15 4の(3)について

(1) アについて

認める。

(2) イ及びウについて

否認ないし争う。答弁書の本案前の答弁の理由（第2の2）のとおりである。

16 5の(1)について

(1) アについて

争う。

原告らは、1990年代以降の首都圏の人口は漸増傾向にもかかわらず水需用は減少しており、首都圏の人口の減少がはじまる2015年以降は、更に水需用の減少は加速されると主張する。

しかし、平成27年以降（2015年）首都圏の水需用が減少の一途をたどるとする根拠を明示しておらず、根拠不明の主張である。また、本県の水道普及率は平成14年度の全国平均水道普及率96.8パーセントと比較して93.0パーセントと低いため、今後の水道普及率アップによる水需要の増加が見込まれること、地下水汚染による水道用水への転換による水需要の増加が見込まれることなどから、本県において「平成27年（2015年）以降は、更に水需要の減少は加速される」などということはできない。

(2) イについて

否認ないし争う。

原告らは、本県の保有水源は約330万m³/日であって、水道用地下水44万m³/日を加えると約370万m³/日にもなり、約70万m³/日も過剰となるからこれ以上水源を確保する必要性は全くない旨主張する。

原告らの主張は、千葉県の保有水源と給水量を単純に比較して、水余りだから八ッ場ダムによる水源の手当の必要性はないというものであるが、当を得たものではない。すなわち、県内54の市町村等の水道事業者が保有する水源については、それぞれの水道事業者が地域の特性を踏まえ、人口や産業経済の動向を見据え、渴水時等の危機管理のための水源の分散化、取水・浄水施設等の効率的な施設整備等を総合的に判断し、長期的視点に立って、それぞれの住民生活に支障を来たさないよう安定的な供給を可能とするために、確保している

のである。また、工業用水道の場合には、工業用水を受水している企業は、事業計画に必要な水量を確保するため千葉県企業庁と契約を締結しており、このため千葉県企業庁はこの契約水量に相当する水源を確保していつでも契約水量を供給することができるようとする義務があることから、原告らが主張するように単に目前の供給実績をもって水需要を論ずるのは適切ではない。また、地下水の過剰摂取による地盤沈下や地下水位の低下、水質の悪化などの問題により、地下水の利用が困難になるリスクへの備えが必要であるということなども考慮されなければならないのである。

千葉県水道局は、八ッ場ダム建設事業に参画することによって、毎秒1.46立方メートル、印旛郡市広域市町村圏事務組合は毎秒0.54立方メートル、北千葉広域水道企業団は毎秒0.35立方メートルの水道水の水利権の設定を受け（水道水について合計で毎秒2.35立方メートル（1日約20.3万立方メートル）となる。）、千葉県企業庁は、毎秒0.47立方メートル（1日約4.1万立方メートル）の工業用水の水利権の設定を受けることが予定されている。（千葉地区工業用水道事業における平成17年4月1日における受水企業の契約水量は日量121,200立方メートルである。）。

八ッ場ダムへの参画水量は、地方公営企業としての千葉県水道局が県西部地域13市村の県民への給水のための水道事業を営むため並びに地方公営企業としての千葉県企業庁が、千葉地区工業用水道事業を営むためのそれぞれの水源として、確保しているものであり、既に八ッ場ダムの完成を前提にして、暫定豊水水利権により、水道用水については毎秒0.47立方メートル（参画水量の約32パーセント）、工業用水については毎秒0.47立方メートル（参画水量の100パーセント）取水し、水道用水として約12万人県民に供給するとともに、工業用水として千葉地区の企業に供給し、産業活動に使用されている。

約70万m³/日の水余りで「県には、現状以上に、さらに水源を確保する必要性は全くない」などという原告らの主張は、到底認められるものではない。

(3) ウについて

争う。なお、原告らの挙げる数値については、具体的な根拠が不明であるため、認否の限りではない。

「長期水需給計画」（昭和53年）、「全国総合水資源計画（ウォータープラン2000）」（昭和62年）及び「新しい全国総合水資源計画（ウォータープラン21）」（平成11年）は、国土庁（現国土交通省）が全国ベースの長期的な水需給の見通しを示すとともに、水資源の開発、保全及び利用に関する基本的方向を明らかにするために策定したものである。

原告らの主張は、前述したように全国的かつ長期的な将来の水需要の推計に対して現時点での実績値を用いて一つの意見を述べているものに過ぎない。水資源の確保については、各地域ごとに水資源の開発、保全及び利用に関する長期的な水需要の見通しを行うとともに、異常渇水や長雨等の気象条件等を考慮した中長期的な河川流況への影響などへの対応も必要であり、さらに、今後の社会状況の変化についても不確定であることから、原告らが主張するように、単純に全国ベースのここ数年の実績値をもって千葉県の長期的な水需要を評価すべきものではない。

(4) エについて

争う。

利根川水系の既存ダムにおいては、それぞれの利水者がそれぞれの水需要に基づき参画しているものであり、八ッ場ダムにおいても、それぞれの利水者がそれぞれの水需要に基づき参画するものである。したがって、八ッ場ダムの利水量（八ッ場ダムにおける使用権設定予定者への都市用水の補給量）と既存ダムの夏期利水容量を比較して渇水対策の評価をしても、無意味である。なお、利水安全度（水需要に対して必要な水量を安定的に供給できる確実性をいう。）は利根川上流の既設ダムの利水容量の積み上げで向上してきており、八ッ場ダムの容量が加わることにより確実に向上する。

なお、「八木沢」は「矢木沢」が正しい。

(5) 才について

争う。

「30. 0 m³/秒（一日当たり259万m³）」は「最大30. 148立方メートル／秒」が、「22. 2 m³/秒（192万m³/日）」は「22. 209立方メートル／秒（約192万立方メートル／日）」が正しい。

発電用水は、前橋市南方までにすべて利根川本流の自流として還元されるが、その一部については途中で一旦吾妻川に戻してから利根川に放流されるため、発電用水は全く独立した流水ではない。また、八ッ場ダムによる流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の開発に必要な水量を確保するため、これまで水力発電に使用されている吾妻川及び白砂川等の河川水の一部を八ッ場ダムの貯水池に流入させることとしている。したがって、八ッ場ダムに全く流れ出てこないものではない。

また、国（国土交通省）において東京電力株式会社に対してこれに対応する補償を行うとしているが、この補償は建設に要する費用の概算額約4600億円に含まれているとされている。したがって、東京電力株式会社の補償により建設に要する費用の概算額が約4600億円からさらにはね上がるとは言えない。

(11) 力について

利根川流域の11の水資源開発施設が中止又は凍結されたことは認めるが、主張の趣旨を争う。

利根川上流等での水資源開発は、利根川水系における水資源開発基本計画により計画的に行われてきているが、この計画に位置づけられた水資源開発施設について、当該の事業に着手するか継続するか等は、その時点ごとに個別具体的に評価して決定されているものであり、そのため、水資源開発基本計画に位置づけられた施設であっても、奈良俣ダム等のように既に完成した施設もあれば、八ッ場ダム、湯西川ダム等のように必要性を認めて建設が進められている施設もあり、あるいは原告らが指摘するような中止又は凍結されている施設も

あるのであって、中止等された水資源開発施設のみを列挙して、水資源開発基本計画に基づく八ッ場ダム建設事業等の利根川水系における水資源開発施設を建設する根拠が失われたなどと言っても、意味がないのである。利根川流域の11の水資源開発施設が中止又は凍結されたということは、むしろ利根川水系における水資源開発に係る計画行政が正常な過程をとっていることを示すといえるのである。

なお、①国の直轄事業のうち、川古ダムの「4,500」は「7,500」が、印旛沼総合開発の「4,469」は「4,360」が、江戸川総合開発事業は計画の見直しにより「710」から「240」に変更されており、渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業の「(栃木県、群馬県)」は「(栃木県)」が正しい。③国の補助を受けて各県が行う事業のうち、東大芦川ダムの「864」は「901」が、倉渕ダムの「870」は「1,080」が正しい。

また、倉渕ダムの「凍結」は「当分の間、本体工事等残工事への着手を見合わせる」という趣旨であり、11ダムの計画上の有効貯水量（貯流量が正しい。）の「合計（29, 853万m³）」は「3億2521万立方メートル」が、「約3倍」は「約3.6倍」が正しい。

17 5の(2)について

(1) アについて

認める。

ただし、「基本高水流量」は「基本高水のピーク流量」が、「16, 000m³/秒」は「17, 000立方メートル/秒」が、「洪水時に量水標が流出した」は「流量観測を行うことができなかった」が正しい。

なお、推定値15, 000立方メートル/秒説というのは、昭和24年策定の利根川改修改訂計画の検討過程において、八斗島基準点の最大洪水流量を同基準点上流の3地点（上福島（上利根川）、岩鼻（烏川）、岩泉（神流川））での既往洪水の資料や昭和22年9月洪水の流量観測結果等をもとに、推算され

た数値の一つである。この数値は、その後、河川断面積のとり方、観測値の精査等の検討を行った結果毎秒16, 850立方メートルと推定され、その結果を基に毎秒17, 000立方メートルとされたものである。これらの検討過程を経て、昭和24年策定の利根川改修改訂計画では、基本高水のピーク流量を上記の毎秒17, 000立方メートル（上流ダムで毎秒3, 000立方メートルを調節、河道への配分流量を毎秒14, 000立方メートルとする。）とし、これは、昭和40年に策定された利根川水系工事実施基本計画に引き継がれ、八斗島地点の基本高水のピーク流量を毎秒17, 000立方メートルとしていた。

その後、昭和55年には、利根川流域の経済的、社会的発展に合わせて、利根川の出水特性の検討を行い、八斗島上流の河川整備の進展等を考慮して、同年12月19日に改定された利根川水系工事実施基本計画においては、八斗島地点における基本高水のピーク流量を毎秒22, 000立方メートル（上流ダムで毎秒6, 000立方メートルを調節、河道への配分流量を毎秒16, 000立方メートルとする。）とされたものである。

(2) イについて

八斗島基準点の洪水流量は、カスリン台風後、キティ台風時10, 500立方メートル／秒であったことを除けば10, 000立方メートル／秒に届いたことがないこと、昭和26年（1951年）以降の最大流量が平成10年（1998年）の9, 220立方メートル／秒であったことは認めるが、その余は否認ないし争う。

カスリン台風時は利根川の上流にあたる群馬県で浸水被害が生じているが、洪水流量毎秒16, 850立方メートル（約17, 000立方メートル）は、この時に八斗島地点より上流の3地点の流量から推定した洪水流量であり、上流の群馬県内で氾濫したことにより流量が低減された状態を前提とした流量である。したがって、これと八斗島上流における河川整備の進展等を考慮して定められた基本高水のピーク流量毎秒22, 000立

方メートルとを比較するのは適切ではない。

また、八斗島地点における基本高水のピーク流量毎秒22,000立方メートルは、河川管理者である建設大臣（当時）が、200分の1確率規模の洪水流量（200年に一度おこり得る計算上算出される河川の最大流量。利根川水系では、洪水防御対象地域の重要性等から200分の1とされている。）毎秒21,200立方メートルと昭和22年9月のカスリン台風時の実績降雨から算出した流量毎秒22,000立方メートルの双方を考慮し、平成9年法律69号による改正前の河川法16条に基づく河川審議会の意見を聴いて、昭和55年12月19日の利根川水系工事実施基本計画において定められたものであり、根拠のない架空の洪水流量ではない。

(3) ウについて

カスリン台風と同様な降雨が利根川流域にあった場合の八ッ場ダムの洪水調節効果についてのシミュレーションにおいて、八ッ場ダム地点の最大流量が1,240立方メートル／秒であり、その出現時刻が八斗島地点のピークに達する時間より12時間早いこと、カスリン台風と同様の降雨の場合には八斗島地点の最大洪水流量に対する低減効果はゼロに近いことは認めるが、その余は争う。

一般に河川の治水に関する計画は、降雨の地域分布や降り方のパターンが様々であるため、ひとつの降雨パターンで計画を立てるものではなく、様々な地域分布の降雨パターンを想定して策定されるものであり、我が国で最大の流域面積を有する利根川についても、河川管理者である国土交通大臣が、利根川上流域における様々な降雨パターンを想定して計画を策定している。

利根川の支流吾妻川に計画されている八ッ場ダムの洪水調節効果については、31の洪水時の降雨パターン（過去の実績降雨から降雨の地域的分布状況、時間的分布状況が把握できている一定期間における八斗島地点流域の平均3日雨量が100ミリメートル以上のときの降雨パターン）を基に超過確率200分の1の降雨量（200年に一度起こり得る計算上算出される最大降雨量）の洪水調節効果を試算すると、最大で毎秒約1,500立方メートル、平均で（試

算によって得られた 3.1 洪水時の洪水調節量の単純平均) 每秒約 600 立方メートルである (乙 34 号証)。

カスリン台風では、吾妻川流域の降雨量が他の流域に比べて少なかったため、その低減効果がゼロに近いが、他の降雨パターンでは上記のとおりの効果が見込まれるのであるから、カスリン台風と同様の降雨による計算結果のみで評価するのは適切ではない。

さらに、八ッ場ダムの計画されている利根川水系吾妻川は流域面積が約 1,360 平方キロメートルで、基準点八斗島の上流域約 5,110 平方キロメートルのほぼ 4 分の 1 を占めているが、吾妻川流域の洪水調節ができるのは八ッ場ダムのみである。しかも、八ッ場ダムの洪水調節容量は、利根川の既設ダムの中で最大であり、利根川上流の既設 6 ダムの洪水調節容量全体の約 6 割に相当する。そのため、八ッ場ダムは、他の既設ダムと相まって八斗島上流での効果的な洪水調節を可能とし、利根川水系全体の治水上の安全確保に寄与するものである。

千葉県にとって、河川改修や八ッ場ダムを含めた利根川水系の上流ダム群により、洪水被害を軽減して利根川の治水上の安全を確保することは非常に重要な課題であり、「本件ダムが利根川の中流・下流の治水に貢献することはありえず、ましてや、千葉県が本件ダムによって治水上『著しく利益を受ける』などという関係はありえない」という主張は、到底認められるものではない。

(4) 工について

八ッ場ダムより上流にある 3 つの観測所 (田代、応桑、小雨) が観測史上 1 日あたり最大の降雨量を観測したのは、昭和 34 年 (1959 年) 8 月 13 日であったこと (なお、応桑観測所「283.3 mm」は「238.3 ミリメートル」が正しい。) については認めるが、その余は争う。

「8,280 m³/秒」は水位から流量を推定した値であって、観測された流量ではない。

また、吾妻渓谷の洪水調節機能 (河道貯留効果) については、河川工

学の一般論として、河道は洪水の流路経路となるほか、河道貯留効果もあるとされているが、下流の河川の状況を勘案したきめ細かいダム操作を行って放流量を調節する八ッ場ダムの洪水調節機能を、吾妻渓谷の洪水調節機能で代替させるようなことは全くできない。

18 5の（3）について

争う。

(1) アについて

吾妻川は強酸性河川が流れ込むため、その主因である白砂川の支川湯川水系に石灰を投入して水質を中和する工場2箇所（草津工場と香草工場）と中和生成物を生成・沈殿させる品木ダムが既に作られていることは認められるが、その余は否認する。

品木ダムは中和生成物を生成・沈殿させるためのものであり、管理者の国土交通省は、当該ダム機能の維持、回復を図るため浚渫を実施するとともに、新たな土捨場の整備、貯砂ダムの新設等を進めることとしており、品木ダムの貯水池が堆砂で満杯状態になり、八ッ場ダムが沈殿池の役割を果たすようになるというようなことはない。

なお、吾妻川のこの中和事業は、治水、農業、工業、生活環境等様々な効果を発揮しており、「コンクリートや金属を腐食させるのを防止」することだけが目的ではない。

(2) イについて

八ッ場ダムの堆砂容量として100年分の1750万立方メートルの容量があること、下久保ダムの堆砂速度が計画を上回ってきていることは認めるが、その余は争う。

前述のとおり品木ダムの貯水池が堆砂で満杯状態になることはなく、また、当然のことながら八ッ場ダムにおいても適正なダム管理が行なわれるので、八ッ場ダムの治水、利水機能が失われることはない。

なお、ダム貯水池への土砂の流入は、地形、地質、気象等の条件によって異なり、実際の堆砂速度が計画を大幅に上回るのが一般的とはいえない（乙47号証）。

19 5の(4)、(5)及び(6)について
争う。

20 6について

「本件各被告」とあるを「本件被告、千葉県水道局長及び千葉県企業庁長」としたうえで、認める。

ただし、本件請求は、原告らがなした住民監査請求の内容に含まれてはいるが、本件請求と住民監査請求の内容は同一ではない。

21 7について
争う。

八ッ場ダムは、本県の一部が流域となっている利根川の洪水被害を軽減するとともに、千葉、市原、東葛、葛南及び印旛地域の水道用水並びに千葉地区の工業用水を確保するために必要不可欠の施設であり、本県としては、同事業の推進を図る必要があるものである。

なお、3行目「請求の趣旨第1項及び第3項」とあるは「請求の趣旨第1項」とするのが、また、6行目「同第4項ないし第5項」とあるは「同第2項」とするのが正しい。

以上